

国民生活センターの在り方に関する消費者委員会における議論の経緯

平成 23 年 5 月 13 日 タスクフォース中間整理

平成 23 年 6 月 10 日 第 57 回消費者委員会

タスクフォース中間整理を踏まえた検討報告・意見をとりまとめ(資料参考 4-1)

- ・ 国民生活センターの消費者庁への一元化には、懸念される点が少なからずあり、これらについて更に慎重に検討を深める必要がある。(例:例えば、国センの行っている広く国民生活の改善に関する情報提供が現行のように行えるのか等。)
- ・ 本件については、有識者も加わった公開の場での審議を深めた上で最終的な判断を行うことが望ましい。

平成 23 年 7 月 15 日 第 62 回消費者委員会

本件の議論の進め方について再度意見をとりまとめ(資料参考 4-2)

- ・ 本件については、現在のタスクフォースでの検討を最終結果とせず、有識者等による「検討会」を設置し、消費者行政体制をさらに強化していく上でどのような体制整備が必要か、など、幅広い視点からの検討に取り組むべき。

平成 23 年 8 月 26 日 政務三役会議(細野大臣)における決定

平成 23 年 10 月～ 「国民生活センターの在り方の見直しに関する検証会議」を設置

平成 23 年 11 月 30 日 検証会議中間取りまとめ(座長試案)

平成 23 年 12 月 2 日 第 76 回消費者委員会

検証会議中間取りまとめ(座長試案)について意見をとりまとめ(資料参考5)

・国センの組織面の位置付けについて、…どの組織形態をとることになるにせよ、国センの機能が十分に発揮されるという観点を重視すべきであり、以下の点に特に留意し、これを制度的に担保する方策を検討することが必要。

- (1) 消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターという現行の 3 つの機関がい
わば三極を形成して各々の役割を遂行し、互いに良い意味で緊張関係を維
持しつつ、適切な連携を図ることが重要であること
- (2) 消費者の立場に立って、柔軟かつ機動的な業務運営を行う国民生活センター
の特性が損なわれないようにすること
- (3) 国民生活センターの各機能の相互補完性・一体性が確保されるようにすること
- (4) 国民生活センターと地方の消費者行政の現場との密接な結び付きが弱まらな
いようにすること

平成 23 年 12 月 6 日

検証会議中間取りまとめ(資料3-5)

平成 23 年 12 月 27 日

政務三役会議(山岡大臣)における決定(資料3-6)